

なお、非常通信の取扱いについては付表－3（「参③-7」頁）のとおりである。

第5節 輸送の確保

- 1 非常の際の水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、地域振興局長は、管内水防管理団体との輸送経路および水防管理団体相互間の輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておくこと。
- 2 水防管理団体は、管内の重要水防区域についてあらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成し、所轄地域振興局長に提出しておくものとする。
 - (1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
 - (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図
- 3 水防管理団体は、近距離輸送のためトラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第14章 水防標識・水防信号・身分証票

水防標識、水防信号、身分証票は新潟県水防標識等に関する規則に定めるところによる。

（関係法令－4参照）（「参②-24頁」）